

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳 情 6 年 地 域 第 2 2 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6 年－22 (R 6 . 6 . 11)	地 域	県民の声に係る回答の基準について	

▶陳情事項

鳥取県において、匿名の県民の声であったとしても、内容が建設的な県政に関する意見・要望・苦情等で、

- 1 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 2 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの

など、回答が不適切と判断されるもの以外については、きちんと回答するように執行部に求めること。

また、県民の声を、きちんとホームページの分かりやすい位置に配置し、県民の皆様にご供するように求めること。

▶陳情理由

- 1 県民の声の回答のスタンスの変化

最近、鳥取県では、「県民の声」への対応や、情報公開が後退しているように感じている。

まず、県は、これまで匿名の意見についても、所属の判断で回答がなされていたが、「匿名でのご意見等については回答することができません。」とする方針を徹底し、一切回答がなされなくなった。そして、意見者に対し、意見から1週間ほど経過したのちに、「県民の声では、ご意見者様の名前を示していただくことで、より対話性と県の回答の具体性向上も期待できることから、匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。」とする回答を、わざわざ電子メールで返しているのである。しかし、その手間がかけられるなら、普通に返答すれば良いと思うのである。そもそも、名前というのはあくまで呼称に過ぎず、場合によっては偽名かもしれない。果たして、名前を示すことで、「対話性」や「県の回答の具体性向上」が期待できるのか、甚だ疑問なのである。

なかには、福祉や病気、医療に関する相談など、名前を名乗りたくない人だっているかもしれない。例えば、難病を抱えている方が、一般に、その公的助成の拡充を求める意見を言ったりするケースなどである。果たしてここに、「名前」という要素がどれだけ重要なのか。むしろ、匿名の意見にこそ、重要で必要な意見だってあるはずだ。名前を必要とされることで、言いたくても言いにくい、そんなケースもあると思う。その建設的な声にだんまりで、「回答するには名前をよこせ」というのは、おかしいと思う。

2 ホームページ公表数の変化、隠された「県民の声」

直近2週間以内に寄せられた県民の声を見ると、令和6年6月10日現在、たった5件しか載っていない。日によっては、この声が、1から2件、0件のときもあった。本来、県民からどのような声が寄せられているか公表すること、県政をガラス張りにはすることは、自分と同様の意見を抱えている人がどれだけいるか知る機会を提供することになり、他の県民の参考にもなるはずだ。開かれた行政、情報公開は、民主主義の基礎である。正しい情報が適切に供給されなければ、県民は批判の機会を失うからである。あるマスコミの記者は、以前はもっと県民の声が掲載されていたのと言い、「県政が先祖返りしている」と指摘していた。ある県職員も、「以前はもっと県民の声が掲載されていたのに、最近少ない」と言っていた。

最近の県民の数の推移は、データとしてどうなっているのか、県民課にお示し願いたい。

ところで、鳥取県では、県民から寄せられた声が、ホームページのトップページから消えたのをご存知だろうか。以前はホームページの右の中ほどにあったのに、ホームページの改変に合わせて、それすら消えてしまった。これでは、県民が県民の声をなかなか探しにくくなってしまう。これも、県民の声に対する、執行部のスタンスの現れなのだろうか。

については、鳥取県において、匿名の県民の声であったとしても、内容が建設的な県政に関する意見・要望・苦情等で、

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(2) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの

以外については、きちんと回答するように執行部に求めている。また、県民の声を、きちんとホームページの分かりやすい位置に配置し、県民の皆様にご覧いただくように求めている。

▶提出者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（県民課）

【現 状】

1 近年の県民の声の受付及び処理状況は次のとおり。

	令和6年度 (4月1日～5月31日受付分)	令和5年度	令和4年度
受付件数	1 2 7 件	1, 2 4 8 件	1, 7 6 7 件
うち匿名件数	5 8 件 (45.7%)	7 4 2 件 (59.5%)	9 8 2 件 (55.6%)
回答件数	4 3 件	3 3 4 件	3 9 3 件
意見数	1 9 0 意見	2, 0 5 7 意見	2, 9 4 8 意見
うち匿名意見	7 1 意見 (37.4%)	1, 0 3 8 意見 (50.5%)	1, 4 0 7 意見 (47.7%)

2 県民の声のうち、約5割程度が匿名の意見者である。

【県の取組状況】

1 匿名の意見については回答していないが、意見内容を関係課と共有し、真摯に受け止め、業務遂行やその見直し等の際に積極的に活用する等県政への反映に努めるよう、全庁に周知している。

また、匿名でなければ寄せられない事情に配慮する必要があるため、食品衛生や不正行為等、県民の生活・安全を脅かす恐れのあるものや、道路工事、廃棄物関係など緊急に対応を要するものについては、記名・匿名に関わらず早急に事実確認し、必要な対応を行っている。

なお、とりネットの県民の声のウェブサイトで、県からの回答を希望する場合は名前と連絡先（メールアドレス、住所、電話番号等）の記入をお願いするとともに、匿名の意見等については回答できない旨を周知している。

2 県の公式ウェブサイト「とりネット」のトップページについては、スマートフォン画面で見づらいなどの問題点を解消し、利用者の利便性を向上させることを目的として、令和6年に改修し、「総合案内」「県政基本情報」「ネットで手続き」「広報・広聴」等到大項目を厳選した。改修後はトップページの「基本情報」の「広報・広聴」のカテゴリの中で「県民の声」を案内している。